割賦販売法及び割賦販売法施行令に基づく債権の申出に関する公示

次表に掲げる割賦販売法（昭和36年法律第159号。以下「法」という。）第35条の３の61の許可を受けた者は、前払式特定取引の営業を廃止し、法第35条の３の62において準用する法第27条第１項第４号に該当することとなったので、割賦販売法施行令（昭和36年政令第341号）第10条第１項の規定に基づき、次のとおり公示します。

平成28年６月３日　　中部経済産業局長　波多野淳彦

次表に掲げる者が供託した営業保証金及び前受業務保証金について、法第35条の３の62において準用する法第21条第１項の権利を有する者は、平成28年８月２日までに許可割賦販売業者等の営業保証金等に関する規則（昭和36年法務省・通商産業省令第１号）第３条の規定に基づき、次の様式による申出書に還付を受ける権利を有することを証する書面を添えて下記あて提出してください。

なお、平成28年８月２日までに申出書の提出をしない者は、本公示に係る営業保証金及び前受業務保証金についての権利の実行の手続から除斥されます。

名　　称	本店の所在地	営業廃止年月日
株式会社エミ	岐阜県恵那市長島町中野二丁目４番地10	平成28年５月６日

記

あて先　〒460―8510　愛知県名古屋市中区三の丸二丁目５番２号
中部経済産業局産業部消費経済課
電話052―951―2560

様式

申　出　書

中部経済産業局長　殿

住　所
氏　名（名称及び代表者の氏名）　印

割賦販売法施行令第10条第１項の規定により、下記のとおり債権の申出をします。

記

1　債務者の名称及び住所
2　債権額
3　債権発生の原因たる事実

（備考）用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４番とすること。

相続財産管理人の選任

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の管理人を次のとおり選任した。

平成２８年（家）第５０２号
神戸市中央区波止場町２番２号
申立人　一般社団法人神戸港振興協会
本籍兵庫県神戸市中央区熊内町３丁目33番地、最後の住所神戸市中央区港島中町３丁目１番地の２神戸ポートビレジ１号棟233号、死亡の場所兵庫県神戸市中央区、死亡年月日平成27年７月21日、出生の場所兵庫県明石市、出生年月日昭和13年10月４日、職業自営業
被相続人　亡　颯田　修二
事務所神戸市中央区多聞通２丁目１番７号法友会館４階　多聞法律事務所
相続財産管理人　弁護士　中川　勘太
神戸家庭裁判所

平成２８年（家）第５１４号
大阪市北区長柄東２丁目４番11―706号
申立人　中川　照雄
本籍兵庫県神戸市中央区元町通５丁目36番地１、最後の住所神戸市中央区元町通５丁目８番４号、死亡の場所兵庫県神戸市西区、死亡年月日平成28年２月25日、出生の場所兵庫県神戸市生田区、出生年月日昭和24年２月20日、職業無職
被相続人　亡　中川　順子
事務所　神戸市中央区東川崎町１丁目１番３号神戸クリスタルタワー21階　神陵法律事務所
相続財産管理人　弁護士　長谷部信一
神戸家庭裁判所

平成２８年（家）第７７号
京都市山科区御陵三蔵町20番地12
申立人　**西**川　洋子
本籍兵庫県宍粟郡山崎町上寺117番地の３、最後の住所兵庫県宍粟郡山崎町上寺117番地の３、死亡の場所兵庫県宍粟郡山崎町、死亡年月日平成12年２月頃、出生の場所兵庫県宍粟郡山崎町、出生年月日昭和20年７月13日、職業不明
被相続人　亡　堀　　一雄
事務所兵庫県姫路市北条口２丁目63番地　谷林・小川法律事務所
相続財産管理人　弁護士　小川　政希
神戸家庭裁判所龍野支部

平成２８年（家）第１８１号
北海道勇払郡安平町追分豊栄223番地
申立人　伊藤　定枝
本籍岡山県倉敷市玉島陶5542番地、最後の住所岡山県倉敷市玉島陶5542番地、死亡の場所岡山県倉敷市、死亡年月日平成27年10月22日、出生の場所岡山県上房郡川面村、出生年月日昭和23年３月３日、職業無職
被相続人　亡　髙木　孝市
岡山県倉敷市玉島阿賀崎１丁目１番10号
相続財産管理人　山本　直樹
岡山家庭裁判所玉島出張所

平成２８年（家）第１９５号
岡山県瀬戸内市邑久町山手1369番地
申立人　阿部　　靖
本籍岡山県邑久郡邑久町大窪487番地、最後の住所岡山県倉敷市玉島1275番地の１（うずき荘）、死亡の場所岡山県倉敷市、死亡年月日平成６年12月28日、出生の場所岡山県邑久郡豊原村大字大窪487番地、出生年月日大正10年５月10日、職業不明
被相続人　亡　奥山　**初**祢
岡山市東区西大寺東２丁目３番24―３号
相続財産管理人　阿部　喬樹
岡山家庭裁判所玉島出張所

平成２８年（家）第８４号
東京都港区西新橋１丁目３番１号
申立人　日立キャピタル債権回収株式会社
本籍鹿児島県南九州市頴娃町御領6751番地３、最後の住所鹿児島県南九州市頴娃町御領6751番地３、死亡の場所鹿児島県枕崎市、死亡年月日平成26年８月15日、出生の場所鹿児島県川辺郡枕崎町、出生年月日昭和24年３月４日、職業不明
被相続人　亡　床波　信幸
事務所鹿児島県指宿市大牟礼１丁目11番８号司法書士法人なのはな法務事務所
相続財産管理人　司法書士　梅垣　晃一
鹿児島家庭裁判所指宿出張所

相続権主張の催告

次の被相続人の相続財産に対し相続権を主張する者は、催告期間満了の日までに当裁判所に申し出てください。

平成２８年（家）第３００５３号
千葉県松戸市本町18―４　ＮＢＦ松戸ビル７階　ユーカリ総合法律事務所
申立人　藤谷　竜児
本籍東京都江東区大島８丁目29番、最後の住所千葉県鎌ケ谷市北中沢２丁目23番15号（フレマリール鎌ケ谷Ｅ103）、死亡の場所千葉県習志野市、死亡年月日平成21年12月18日、出生の場所岩手県和賀郡岩崎村、出生年月日昭和23年４月18日、職業会社員
被相続人　亡　成田　　繁
催告期間満了日　平成28年12月13日
千葉家庭裁判所松戸支部

平成２８年（家）第７０８８６号
東京都中央区京橋２―８―21―５階飯塚総合法律事務所
申立人　荒木　理江
本籍東京都練馬区旭丘２丁目10番地、最後の住所東京都練馬区高松５丁目６番18―202号、死亡の場所東京都練馬区、死亡年月日推定平成25年８月14日、出生の場所東京都板橋区、出生年月日昭和30年５月29日、職業不詳
被相続人　亡　柗本　和幸
催告期間満了日　平成28年12月28日
東京家庭裁判所